

八王子市職員資格取得経費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が公務遂行上有用と認められる資格や免許（以下「資格等」という。）を取得（更新を含む）した場合において、取得に要した経費の一部を助成することにより、自己啓発への取組みを支援し、職員の資質の向上に役立てることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、八王子市職員（八王子市職員定数条例（昭和24年八王子市条例第22号）第1条に規定する職員）及び他団体への派遣職員（以下「職員」という。）とする。

(助成の範囲)

第3条 助成の対象となる資格等は、法令に基づく国家資格及び省庁等が認定する公的資格で公務遂行上有用と認められるものに限る。ただし、次に掲げる場合は助成の対象としない。

- (1) 公費負担により資格等を取得したもの
- (2) 自動車運転免許等私的活用の度合いの大きいもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる費用の合計額の2分の1を乗じて得た額とし、100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とし、30,000円を限度とする。

- (1) 資格等取得のための受験料
- (2) 資格等取得のための受講料等

(助成の申請)

第5条 助成の申請は、会計年度ごとに1人1件までとする。

2 助成を希望する職員は、資格取得経費助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 資格等の内容及び受験料が明らかになるもの
- (2) 資格等取得のための受験料または受講料等の領収書の写し
- (3) 合格者証等又はそれに準ずるものの写し

(助成の決定)

第6条 市長は交付申請書の提出があったときは、第1条に規定する目的に照らし、内容を審査するとともに、適否を決定し、資格取得経費助成金交付決定通知書（第2号様式）又は資格取得経費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、助成希望者に対し、通知するものとする。

2 前項の助成希望者の助成決定の総額は、当該年度の予算範囲内とし、それを超える場合は、次の各号の順位によりそれぞれ抽選して決定する。

- (1) 担当職務に関連する資格等を取得した職員
- (2) 過去 5 年間にこの要綱による助成を受けたことのない職員
- (3) 前 2 号に掲げる以外の職員

(助成決定の取消し等)

第 7 条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の付決定の全部又は一部を取消し、返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) その他助成することが不相当と認められる事実があったとき

2 前項に規定する助成金の返還に関することは、市長が別に定める。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 22 日から施行する。